

長久手市第 7 期障がい福祉計画 (素案)

1 基本的方向性

長久手市第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービスに関する具体的な数値目標等を定める計画です。障害者基本法における理念や、長久手市障がい者基本計画の理念を踏まえ、次の4つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

また、数値目標等は、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度末を目標年度として設定します。

【1】障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人が可能な限り、自らの意思決定による支援を受けられるように配慮するとともに、自立と社会参加が図られるよう、サービス等の提供体制の整備を進めます。

【2】障がいの種別にかかわらずサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病等の障がい種別にかかわらず、必要な時に適切なサービスを受けられるよう、サービス等の周知及び提供体制の確保に努めます。

【3】課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、その人の課題に対応したサービス提供体制を整え、地域全体で支えています。

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、障がいの重度化や家族の高齢化による「親亡き後」を見据えて機能の強化に努めます。

また、あらゆる人が共生できる地域を目指し、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【4】障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会における様々な活動に参加し、交流できるよう、参加のきっかけづくりや活動の場の情報周知、自身で取り組む際のお手伝いなどの機会の確保に努めます。

2 計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行に伴う長期入院患者の基盤整備量（利用者数）【65 歳以上：0 人、65 歳未満：15 人】

① 国の指針

●● 福祉施設の入所者の地域生活への移行における国の指針 ●●

項目	内容
地域移行者数	令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数の削減	令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 % 以上削減することを基本とする。

② 本市の目標設定

●● 福祉施設の入所者の地域生活への移行における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	施設入所者数 (令和 4 年度末)	15 人	令和 4 年度末時点の施設入所者数。
目標	地域移行者数 (令和 8 年度末)	2 人	令和 4 年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
	施設入所者数の削減 (令和 8 年度末)	2 人	令和 4 年度末の全施設入所者数から減少する人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築における本市の活動指標設定 ●●

項目		令和8年度の目標値
目標	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回／年度
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (内訳 保健：1、医療：1、福祉：9、当事者：1、家族等：3、その他：5)	20人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回／年度
	精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人
	精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人
	精神障がい者の共同生活援助の利用者数	52人
	精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	4人	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市の目標設定

- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実における本市の目標設定 ●●

項目	数値	内容
目標	1人	令和8年度末までに1人のコーディネータを配置する。
地域生活支援拠点等の充実	1回／年度	令和8年度末までに地域生活支援拠点等において、年1回以上運用状況の検証及び検討を実施する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の指針

●● 福祉施設から一般就労への移行等における国の指針 ●●

項目	内容
一般就労への移行者数	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。
就労移行支援事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。なお、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労継続支援A型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援B型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業利用者	令和3年度の就労定着支援事業利用者数の概ね1.41倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

② 本市の目標設定

●● 福祉施設から一般就労への移行等における本市の目標設定 ●●

項目	就労移行者数 (令和3年度末)	就労移行者数 (令和8年度末)	基本指針
一般就労への移行者数	8人	15人	1.28倍以上
就労移行支援事業	6人	9人	1.31倍以上
就労移行支援事業所	—	50%	
就労継続支援A型事業	2人	4人	1.29倍以上
就労継続支援B型事業※	2人	3人	1.28倍以上
就労定着支援事業利用者	6人	9人	1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	—	25%	7割以上の事業所の割合が2割5分以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の指針

●● 相談支援体制の充実・強化等における国の指針 ●●

項目	内容
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	令和8年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標設定

●● 相談支援体制の充実・強化等における本市の目標設定 ●●

項目	数値	内容
目標	総合的・専門的な相談支援機関の設置	実施 基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施の有無
	訪問等による専門的な指導・助言	12件/年 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の実施件数
	相談支援事業者の人材育成の支援	3件/年 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
	相談機関との連携強化の取組の実施	45件/年 地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数
	個別事例事例の支援内容の検証	12件/年 個別事例の支援内容の検証件数
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	実施 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置
	相談支援事業所の参画による事例検討の実施	2回/年
2事業所		
実施		協議会専門部会の設置数及び実施回数
12回/年		

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の指針

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における国の指針 ●●

項目	内容
障害福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標設定

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
目標	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (令和8年度)	6人/年	障害福祉サービス等に係る研修への各市町村職員の参加者見込み数
	障害者自立支援審査 支払等システムによる 審査結果の共有 (令和8年度)	年1回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数の見込み数

3 障害福祉サービスの見込みと確保方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的に行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	92	88	92	97	101	106
	時間/月	1,751	1,525	1,565	1,606	1,647	1,690
重度訪問介護	人/月	2	2	3	3	3	3
	時間/月	108	94	211	211	211	211
同行援護	人/月	6	4	6	6	6	6
	時間/月	71	66	67	68	68	69
行動援護	人/月	3	4	4	5	5	5
	時間/月	68	69	72	76	80	84
重度障害者等包括支	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

※重度障害者等包括支援は、現時点では見込みがないことから「0」とします。

●● 確保方策 ●●

訪問系サービスは、人口増加による在宅障がい者の増加や、障害者支援施設及び精神科病院からの地域移行を進めることで、ますます需要が増えることが予想されます。障がい者自立支援協議会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や支援現場のニーズの集約を図ります。

訪問系サービスを提供するためには、所定の研修の課程を修了する必要があり、また、研修により従事する者の知識や技能の向上が期待できるため、県や市などが開催する養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
生活介護	障害者支援施設等において、常時介護を要する人に対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人が、就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう、必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	主に身体障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。
自立訓練（生活訓練）	主に知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を実施します。
就労移行支援	企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援等を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	年齢や体力面等で一般就労が難しい障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院において医療を必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対し、日中の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。
短期入所（福祉型、医療型）	介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所等において実施する医療型があります。

● ● 実績と見込み ● ●

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人／月	65	70	72	74	77	79
	人日／月	1,248	1,345	1,388	1,432	1,478	1,526
就労選択支援	人／月	—	—	—	78	93	112
自立訓練（機能訓練）	人／月	1	0	1	1	1	1
	人日／月	1	0	5	5	5	5
自立訓練（生活訓練）	人／月	4	3	4	4	4	4
	人日／月	58	61	51	51	51	51
就労移行支援	人／月	23	22	20	24	28	33
	人日／月	359	347	298	351	413	486
就労継続支援（A型）	人／月	21	26	33	36	38	41
	人日／月	383	465	618	688	722	781
就労継続支援（B型）	人／月	66	78	87	95	104	115
	人日／月	1,092	1,251	1,375	1,534	1,711	1,908
就労定着支援	人／月	4	6	15	18	21	24
療養介護	人／月	2	2	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	人／月	14	17	21	23	25	27
	人日／月	89	114	137	166	200	241
短期入所（医療型）	人／月	0	0	1	1	1	1
	人日／月	0	0	6	6	6	6

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

● ● 確保方策 ● ●

日中活動系サービスは、人口増加に伴い、今後も利用が増えることが予想されます。特に、20代から40代の精神障がい者の増加を背景とし、就労系サービスの需要の増加が見込まれます。

市内事業所への優先発注や業務委託を通して事業所の受注機会の拡大と工賃等の向上を図り、安定した事業所運営を支援します。

緊急時や家族のレスパイト等、多様な短期入所のニーズへの対応が可能となるよう、市内の事業所に短期入所サービスの提供を働きかけていきます。

強度行動障害支援者養成研修や高次脳機能障がいなどの支援に関する研修などへの積極的な参加を促し、支援者の増加を図ります。

なお、市内には特に就労継続支援事業所や短期入所が不足しているほか、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び療養介護は、現在、市内に事業所がありません。需要に応じたサービスを提供するため、既存事業所と連携し、サービスの提供を図ります。

(3) 居住系サービス・施設系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	36	45	50	55	60	80
施設入所支援	人/月	13	14	15	15	15	15

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

地域移行後や親亡き後の生活の場としての共同生活援助のニーズは、今後も高まっていく見込みです。そのため、設置に関する相談対応や社会福祉施設等施設整備費補助金等の情報提供を行い、参入を促進します。

なお、施設入所支援は、国の基本指針に基づき地域移行する人を見込み、令和8年度は、12名とします。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	障がいのある人の状況や生活環境を考慮し、必要な障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画等の作成や適切な支援となっているか確認するモニタリング、関係機関との調整等の支援を行います。
地域移行支援	入所施設や病院に長期入所している障がいのある人等が、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人等で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	人/月	69	55	58	62	66	71
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

本市の障害福祉サービス利用者は、年々増加しており、それに伴いサービス等利用計画の作成に係る需要も高まっています。各相談支援事業所が適切にサービス提供ができるよう、本市の相談支援体制の強化を図ります。

障がい者基幹相談支援センターを中心に、情報共有、ケース検討の機会を設け、相談支援に従事する人材育成を行うとともに、困難ケースの対応などを通して地域課題を把握し、障がい者自立支援協議会における協議につなげていきます。

また、地域移行支援・地域定着支援の推進のため、障がい者基幹相談支援センターを中心に、障害者支援施設や精神科病院等に対し、地域移行に向けた普及啓発に取り組みます。そして、各相談支援事業所と連携し、地域生活を支えるための体制整備を行い、円滑に地域での生活に移行できるよう、検討を進めます。

4 地域生活支援事業の見込みと確保方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、自治体が地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものです。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援の従事者の派遣など、多種にわたり、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにすることが目的です。

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能であることから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に対応した事業や実施体制を随時検討していきます。

(1) 理解促進事業・自発的活動支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業種別	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族等が実施する事業に助成を行うなど、地域における自発的な取組を支援します。

●● 実績と見込み ●●

事業種別	内容	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	事業数	0	1	0	2	2	2
	事業整備	済	済	済	済	済	済
自発的活動支援事業	事業数	0	0	2	2	2	2
	事業整備	済	済	済	済	済	済

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(2) 相談支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題に対し、その相談に応じて必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。
障がい者自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。また、就労や福祉サービス等の分野別の専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで開催します。
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、個々のニーズに着目した支援が出来るよう、ケアマネジメント能力の向上に努めていきます。また、基幹相談支援センターが中心となり、障がい者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉事業者等の職員に対し、適切な支援のあり方に関する研修等を実施します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行い障がいのある人の地域生活を支援します。
尾張東部権利擁護支援センター	障がいのある人の権利擁護に関する問題について福祉課及び市内の相談支援事業所等と連携して必要な支援を行います。成年後見制度に関する広報周知を行い、利用に関する相談、申立て支援及び成年後見制度利用開始後の相談対応や関係機関との連携を図ります。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	か所	3 か所		4 か所			
障がい者自立支援協議会	設置状況	設置済		設置済			
基幹相談支援センター	設置状況	設置済		設置済			
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施		実施			
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施		実施			

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(3) 成年後見制度利用支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位内容	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立事業	人／年	1	0	2	1	1	1
	事業整備	済	済	済	済	済	済
後見人等の報酬事業	人／年	4	4	7	4	4	4
	事業整備	済	済	済	済	済	済

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(4) 成年後見制度法人後見支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
成年後見制度法人後見支援事業	中核機関である尾張東部権利擁護支援センターと連携して市内での法人後見実施団体及び市民後見人の育成に取り組みます。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位内容	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民後見人の育成実施	件数	2	4	2	2	2	8
	事業整備	済	済	済	済	済	済
法人後見実施者の育成実施	件数	0	1	1	1	1	1
	事業整備	済	済	済	済	済	済

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(5) 意思疎通支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳や要約筆記の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣・要約筆記者派遣	件／年	26	16	25	25	25	25
手話通訳者設置事業	人／年	1	1	1	1	1	1
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	人／年	0	0	0	0	0	1

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(6) 日常生活用具給付等事業

● ● 事業の概要 ● ●

対象用具	
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童の訓練いす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性のあるものです。
②自立生活支援用具	入浴補助用具や頭部保護帽などの、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
⑤排せつ管理支援用具	ストマ装具等の障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

● ● 実績と見込み ● ●

対象用具	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件／年	4	0	1	6	6	6
自立生活支援用具	件／年	0	5	6	5	5	5
在宅療養等支援用具	件／年	10	5	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件／年	4	1	1	5	5	5
排せつ管理支援用具	人月／年	774	757	760	785	813	844
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	1	0	1	2	2	2

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(7) 手話奉仕員養成研修事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	これからも市内で活動する手話通訳者や手話のできる奉仕員の養成を目指し、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、人材の育成を図っていきます。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	6	2	8	8	8	8

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(8) 移動支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	31	35	36	37	38	39
	時間/年	1,368	1,532	1,715	1,898	2,112	2,351

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(9) 地域活動支援センター事業

●● 事業の概要 ●●

事業種別	事業の概要
地域活動支援センター	地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。また、機能強化事業として専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進します。

●● 実績と見込み ●●

事業種別	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	人/日	3	3	20	20	20	20
	人日/月	46	72	400	400	400	400

※令和5年度より地域生活支援センター事業の委託に伴い、目標値を委託事業に係る部分のみ見込み量として計上

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(10) 発達障がい児者及び家族等支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業種別	事業の概要
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施し、障がい児者の家族のスキル向上を図ります。
ペアレントメンター	発達障がい児の子育て経験のある親が育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親からの相談を受けるペアレントメンターの養成を行います。
ピアサポート活動	発達障がいの子をもつ保護者や家族、本人同士等が集まり、お互いの相談や情報交換を行うピアサポート活動を実施します。

●● 実績と見込み ●●

事業種別	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数 ／年	0	11	5	10	10	10
	実施者数	—	—	—	1	1	1
ペアレントメンター数	人／年	0	0	1	1	1	1
ピアサポート活動	参加者数 ／年	0	0	5	5	5	5

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(11) その他の事業（任意事業）

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
日中一時支援事業	日中一時的に見守りが必要な障がいのある人に対し、施設等で活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。
要約筆記ボランティア養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記ボランティアを養成します。
自動車運転免許取得費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を助成します。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	99	82	49	49	49	49
	人日/年	5,363	5,086	3,612	3,612	3,612	3,612
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	0	0	0	0
要約筆記ボランティア養成研修事業	人/年	3	10	10	10	5	10
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	1	0	1	1	1	1
身体障がい者用自動車改造助成事業	人/年	0	1	1	1	1	1

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

支援を必要としている人に必要な支援が届くよう、利用の実績、人口増加を踏まえ、各事業の充実を図るとともに、広く市民への制度周知を進めていきます。

「日中一時支援事業」「地域活動支援センター事業」「移動支援事業」「訪問入浴サービス事業」の利用について、サービス提供体制を確保しつつ、適切な支援が行えるよう、必要に応じて報酬単価や指定要件等の見直しに努めていきます。

日常生活に使用する用具の支給について、滞りなく支給できるよう提供事業者と市が連携し適切な支給に努めます。

長久手市第3期障がい児福祉計画 (素案)

1 基本的方向性

長久手市第3期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。障害者基本法における理念や、長久手市障がい者計画における理念を踏まえ、次の4つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

また、数値目標等は、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度末を目標年度として設定します。

【1】こどもの発達相談室・児童発達支援センターの活用

出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制の整備及び保健・医療・福祉・保育・教育といった関係機関との連携強化を目的として設置した「こどもの発達相談室」により引き続き乳幼児期からの児童の発達に関する専門相談窓口の充実、早期療育へのつなぎを行います。

また、障がいのある児童が療育を受けられるよう児童福祉法に基づく障害児通所支援施設として設置した児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たしながら障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。

【2】保育所等訪問支援を活用した障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の検討

保育所等を利用中の障がいのある児童に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を行います。障がいのある児童に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設職員に対しても障がいのある児童の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行い、身近な場所で支援が提供できるように、地域における支援体制の検討を行います。

【3】重症心身障がい児のための支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、圏域でのサービス提供体制を整備します。

【4】医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする児童が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育その他関係機関との連携を図るための協議の場を設置します。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

2 計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 国の指針

令和8年度末における成果目標は以下のように示されています。

●● 障がい児支援の提供体制の整備等における国の指針 ●●

項目	内容
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの機能強化	令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容の推進	令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

② 本市の目標設定

本市では、以下の通り目標を設定します。

●● 障がい児支援の提供体制の整備等における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	こどもの発達相談室・児童発達支援センターの設置(令和3年度中)	各1か所設置	令和3年度中に市内に各1か所設置しました。
	保育所等訪問支援の設置及び実施(令和3年度末)	設置	令和3年度中に市内に保育所等訪問支援事業所を設置し、支援を実施しました。
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(令和5年度末)	設置検討	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を圏域に設置し、放課後等デイサービス事業所を圏域に確保するための検討を行いました。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(令和5年度末)	設置 4人	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しました。医療的ケア児等コーディネーターは母子保健分野、障がい福祉分野に計4人配置しました。
目標	こどもの発達相談室・児童発達支援センターの活用(令和8年度末)	機能強化	令和8年度末までに児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、関係機関と協議を行い、必要な機能強化を進めていきます。
	保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の検討(令和8年度末)	検討	市内保育所等訪問支援を活用しながら、保育所等における障がい児への支援力向上を図り、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する支援体制の検討を行います。
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の検討(令和8年度末)	1か所確保 検討	令和8年度末までに圏域に主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各1か所確保に向け検討を行います。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(令和8年度末)	連携強化 7人配置	平成30年度末に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しました。今後は、障がい者自立支援協議会の中で検討の場の再編を行い連携強化します。医療的ケア児等コーディネーターは母子保健分野、障がい福祉分野に継続して配置されるよう計画的に研修の受講を進めていきます。

3 障がい児へのサービスの見込みと確保方策

(1) 障害児通所支援

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	就学前の上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業の終了後または夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害児通所支援施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がいがある就学前児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

● ● 実績と見込み ● ●

サービス種別	単位	実績		実績見込み ^{※1}	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	103	138	144	149	154	160
	人日/月	1,168	1,401	1,457	1,515	1,575	1,638
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人/月	211	256	298	318	340	363
	人日/月	2,806	3,183	3,693	3,951	4,233	4,529
保育所等訪問支援	人/月	8	35	56	64	73	83
	人日/月	8	36	58	66	75	85
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人/月	47	39	40	45	47	50
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人/月	4	5	4	5	6	7
障がい児の子ども・子 育て支援等の利用ニー ズの把握及びその提供 体制の整備	保育所 ^{※2}			88	90	92	94
	認定こども園 ^{※3}			0	0	0	0
	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ、学童保育所) ^{※2}			18	20	22	24

※1 実績見込みは、令和5年4月1日時点の情報または令和5年4月から9月の実績から算出した数値を掲載しています。

※2 保育所、放課後児童健全育成事業の利用に当たっては、保護者の就労等が要件になることから、「必要な見込量」及び「各年度の目標見込量」の変動が見込まれます。

※3 本市において、認定こども園の設置はありません。

● ● 確保方策 ● ●

サービス種別	事業の概要
児童発達支援	障がいのある児童が療育を受けられるよう児童福祉法に基づく障害児通所支援施設として設置した児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たしながら障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。
医療型児童発達支援	本市には、医療型児童発達支援を実施する事業所がないため、圏域内の医療型児童発達支援を実施する事業所と連携し、利用者の通所先を確保します。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスの利用ニーズは年々増加していますが、市内及び近隣の事業所によりサービスの提供ができています。事業所同士の意見交換の場の提供や研修等の機会を広げます。
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援は、障がいのある児童が地域社会で他の児童と変わらず生活するために非常に重要な事業です。こどもの発達相談室、児童発達支援センター、障がい者基幹相談支援センター、各児童の所属先と連携して事業を実施します。
居宅訪問型児童発達支援	平成 30 年度から新たに整備された事業ですが、本市や近隣でも居宅訪問型児童発達支援を実施する事業所がありません。重症心身障がい児等の重度の障がいがあり支援を受けるための外出が著しく困難な児童への支援について関係機関と検討を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用児童数の増加に伴い、障害児相談支援のニーズも増加しています。市内の障害児相談支援事業所と連携し、障害児支援利用計画を作成する担い手を確保します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	母子保健分野、障がい福祉分野の職員が計画的に医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、医療的ケア児を取り巻く環境の調整を行うコーディネーターを継続的に確保します。